新型コロナウイルス感染症による宿泊施設・自宅等療養に係る療養証明書類について

弊社では金融庁より損害保険協会等に対する「新型コロナウイルス感染症に関する医療機関・保健所における更なる負担軽減策への対応について」の要請を受けたことに伴い、医療従事者や保健所の更なる負担軽減のため、療養証明書の発行を医療機関や保健所へ求めない事務を実施することにしました。

弊社では疾病による入院を補償する商品等について、通常は病院等で実際に入院された場合に入院保険金をお支払いすることとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、現在は医師の指示に基づき臨時施設(ホテル等の宿泊施設を含みます。)や自宅において入院と同等の療養をする場合も「入院」として取り扱い、入院保険金等をお支払いしております。

弊社へ保険金を請求いただく際には、My HER-SYS(※1)における療養証明書や、療養証明書以外に新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる代替書類(※2)により対応することといたします。

なお、すでに療養証明書を取得済みである場合は、これまでどおり証明書類としてご利用可能です。

(※1) My HER-SYS (マイハーシス) とは・・・

厚生労働省が開発した新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システムであり、パソコンやスマートフォンから療養証明書の表示が可能です。詳しくは保健所や自治体のホームページ等をご確認ください。

- (※2) 療養証明書以外に新型コロナウイルスに 罹患したことが確認できる代替書類の例
- ■My HER-SYS の療養証明書
- ■公的機関発行の通知書等(就業制限通知書、自主療養証明書など)
- ■医療機関等で実施された PCR 検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ■診療明細書(医学管理料に「二類感染症患者入院診療 加算」(外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む)が記載されたもの)
- ■コロナ治療薬が記載された処方箋・薬袋・服用説明書
- ■自治体が設置している健康フォローアップセンターの 受付結果(SMS・LINE等)
- ■保健所と陽性者がやりとりしたメールの写し
- ■保健所から陽性者に出された案内文(健康観察や生活 支援の留意点などが記載)
- ■検査センターの検査結果(市販の検査キットは除く)

My HER-SYS の療養証明書 (画像)

